争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会　阿部　由紀子　執行委員長から、令和８年１０月１４日、労働関係調整法（昭和２１年法律第２５号）第３７条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和２１年勅令第４７８号）第１０条の４第１項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

令和８年１０月１４日

茨城県知事　　大井川　和彦

１　事　　件

年末一時金に関する事項等

２　争議行為の日時

令和８年１０月２５日（日）午前零時以降、要求書解決に至る間。

３　争議行為の場所

「いばらきあおぞら労組」

（１）　取手市新町３－１３－１１　　あおぞら診療所

（２）　牛久市ひたち野東３－２４－３　　住宅型有料老人ホームにれの家

「茨城民主医療機関労働組合（茨城民医労）」

（１）水戸市城南３－１５－１７　　茨城保健生活協同組合本部

（２）水戸市城南３－１５－１７　　城南病院

（３）水戸市城南３－１５－８　　城南病院付属クリニック

（４）水戸市城南３－１５－７　生協会館２階　訪問看護ステーション虹

（５）水戸市城南３－１５－７　生協会館２階　城南居宅介護支援事業所

（６）水戸市平須町１８１９　　水戸共立診療所

４　争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

５　本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

（１）いばらきあおぞら労働組合　　執行委員長　江川　昭子

（２）茨城民主医療機関労働組合　　執行委員長　岡倉　宏之